

福祉文教委員会会議録

令和 8 年 8 月 4 日（火）
（開 会） 10：00
（閉 会） 12：12

【 案 件 】

1. 請願第 17 号 敬老祝金はこれまで通り 77 歳と 99 歳の高齢者にも支給を求めること
に関する請願

2. 困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について

【 報告事項 】

1. 高齢者実態調査の結果について（介護保険課・高齢者支援課）

2. 穂波福祉総合センター大規模改修工事等にかかるスケジュールについて
（社会・障がい者福祉課）

3. 穂波福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について
（社会・障がい者福祉課）

4. 生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた追加給付に伴う本人申出型の対応について
（生活支援課）

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。

「請願第 17 号 敬老祝金はこれまで通り 77 歳と 99 歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」を議題といたします。

本件を審査するに当たり、紹介議員として川上直喜議員の出席を求め、説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員着席 ）

それでは、本請願について紹介議員の説明を求めます。

○川上議員

日本共産党の川上直喜でございます。「請願第 17 号 敬老祝金はこれまで通り 77 歳と 99 歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」について、説明をさせていただきたいと思います。

要旨につきましては、表題のとおり「敬老祝金はこれまで通り 77 歳と 99 歳の高齢者にも支給してください。」という趣旨であります。その理由について、紹介させていただきたいと思います。「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち、これが飯塚市の合言葉です。新市発足から 20 周年を迎え、若い世代も高齢者も大切にされるまちづくりを、一步一步進めるときです。ところが驚いたことに、飯塚市が敬老祝金（祝品）の対象者から、77 歳と 99 歳の高齢者を外すことにしました。どういうことなのでしょう。すべて廃止になるのではないかという不安もあります。この制度は『長寿を祝い、その功績に感謝するとともに、もって高齢者の福祉の増進を図る』ことが目的で、老人福祉法に基づくものです。高齢者が増えるから予算が不足するののかというと、そうでもないそうです。市議会では、今まで通りでも必要な予算は減っていく傾向との説明がありました。そもそも福祉の増進を図ることは、自治体の大切な仕事です。よその自治体がなくしたからといって、福祉を削る競争をする必要はありません。敬老祝金の制度は充実していくべきです。」と書いています。請願者は、「飯

塚生活と健康を守る会」であります。この飯塚生活と健康を守る会は、御承知のことと思いますが、すけれども、国が不当に生活保護費の基準を切り下げたことに対して、「いのちのとりで裁判」という訴訟が全国で争われ、既に一部、最高裁判所で判決が出ているわけです。その裁判の重要な一翼を担って闘った、国民の福祉と健康、平和を守るために頑張っている団体だということでもあります。昨日までにこの請願には、285名の署名が提出されています。この請願については、本日採択されれば、9月定例会初日に委員長報告が行われ、それを受ける形で、本会議で採決となるわけです。この請願については、賛同が市民の中に徐々に広がり始めておりまして、9月定例会初日までに、さらに賛同が広がっていくものと思われます。

ところで、この敬老祝金の件につきましては、ここにありますが、広報いづか8月号で紹介されております。多くの市民が既に目にしているところだと思いますが、8ページにこのような形で「敬老祝金を贈呈します」というふうに少し丁寧な表現で記述があります。申込書を9月中旬から対象の方に送付します、対象の方から申請が届けば随時、振込をしますというふうに記載があります。「祝金の額」と書いてあるところがあります、満88歳が1万円、満100歳以上が2万円とあります。この下に本来は、77歳は幾ら、99歳は幾らと記述があったはずなんですよね。それでこの除外された方々は、77歳、99歳ですけどけれども、何人になるのかということにつきましては、当初予算資料が3月議会に提出されましたけども、そのときの資料では、77歳の方が2148人、99歳の方が82人です。合わせますと2230人ですけども、令和8年度に77歳の方を除外しなければならないという特別な事情は何なのか。99歳82人を対象から外さなければならない理由は何なのかと。そもそも、このことについては、どこかで市民に相談したのかということがあるんです。

市は、この件に関する要綱を持っているわけですが、この要綱の改正は今年7月に行われているわけです。気になることがあろうかと思いますが、財源の問題です。お金は請願を採択した場合、市長が決意して、予算措置をしていくことが期待されるわけですが、その分は、今年解約しなければ、当然予算がついた分のお金、つまり削った分のお金を復活してくださいというだけなんです。その額は、1353万円です。本市は確かに財政について、緊張感を持たなければならないんだけど、無駄遣いするお金は1円もありません。

しかし、福祉を応援するお金はある種、つくることができるということだと思います。今後の方向性については、申請書類の送付が9月中旬から始まるということになっているわけです、広報いづか8月号によると。ですから、それに77歳の方と99歳の方も間に合うようにすればいいのではないかなと思うわけです。

したがって本日、福祉文教委員会で採択いただいてそれを受ける形で、武井市長が決意を固めるということができれば9月定例会に向けて今、補正予算を準備中だと思いますけれども、その作業に乗せていくことができるのではないかなと思うわけです。また、その作業に乗り切れない場合でも、9月定例会の早い時期に追加の補正予算案を出していただくと。作業としては、その決意が固まれば、準備行為はすぐ行えるわけです。執行部の当時の資料によれば、77歳と99歳の方々、合わせて2230人の方に申請書類の送付というのは可能ではないかなと思うんです。

最後に、一言だけ申し上げますけれども、77歳の方が1万円、100歳以上の方が2万円なんだけど、例えば、飯塚会という団体に市長、副市長、教育長、議長、副議長が加入して年間3万円の会費を払っていますよね。している仕事は何かというと非常に重要なことをされているという説明ですけども、実態は、市民が少ない年金をもらう年金月の第2木曜日の夜集まって、31人で弁当を食べてお酒を飲み交わすというだけ――

○委員長

川上議員に申し上げます。「請願第17号」の審査、趣旨説明から外れておりますので、注意してお進めください。

○川上議員

似たようなことは、2市1町正副議長会でも行われているわけです。こういうことを考慮すれば執行部と議会側も襟を正して——、この請願についてぜひ、採択してもらいたいというふうに思います。

以上で終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

紹介議員に対する質疑を終結いたします。川上議員、ありがとうございました。退席されて結構です。

(紹介議員退席)

次に、本件全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 13

再 開 10 : 20

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第17号 敬老祝金はこれまで通り77歳と99歳の高齢者にも支給を求めることに関する請願」を採択することに、賛成の委員は、挙手願います。

(挙 手)

賛成少数。よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」を議題といたします。先日の委員会で資料要求のありました資料及び本日の提出資料について、執行部の説明を求めます。

○こども若者支援課長

資料案件2-1「令和8年度飯塚市の子育て支援事業（年代別）」をお願いいたします。5月の閉会中の委員会におきまして、石川委員から要望がございました資料を提出したものでございます。本市が実施している事務事業評価シートと総合計画との関連性に基づき、妊娠から出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各年代別に子育て支援事業をまとめたものとなっております。

続きまして、子育て支援事業の中から今回特別付託事件として審議いただいております、「困難を抱えるこどもとその家族に対する支援」の事業といたしまして、就学後のこどもとその家族に対する支援事業のうち、こども未来部の所管事業について、補足説明をいたします。

案件2-2、資料7ページをお願いいたします。こどもの居場所づくり支援につきましては、こどもたちが安心して過ごせる環境を充実するためこどもの居場所として、こども食堂を実施している団体に対し、こども食堂に係る経費を助成する事業となっております。実績といたしましては、資料にありますとおり令和7年度の補助金交付団体は4団体で、こども食堂を利用した児童数は2657人、行政の支援につなげた児童数は5人となっております。

事業費の主なものといたしましては、団体への助成補助金となっており、市職員の人件費を含めた全体事業費は、225万7千円となっております。

本事業につきましては、令和7年度まで市が団体に補助金を交付していましたが、本市と飯塚市社会福祉協議会、こども食堂のコーディネート業務を実施しておりますNPO法人いる

かの３者で、こどもの居場所づくり推進に関する連携協定を締結し、令和８年度からは、公民連携事業による事業推進へ転換いたしております。

課題といたしましては、地元企業や個人からの寄附金を原資として飯塚市社会福祉協議会に基金を造成し、その基金を活用して団体への補助を行うようにいたしておりますので、継続的な寄附金の受入れや各団体における資金源の確保が課題であると認識しております。

○こども家庭課長

続きまして、①支援対象児童等見守り強化事業について、補足説明をさせていただきます。

資料２ページをお願いいたします。①支援対象児童等見守り強化事業は、令和３年度から開始となった事業でございます。この事業は主任児童委員が、ふだん活動している見守りや状況の把握をしていただくため、支援を必要とするこども等の居宅を訪問する際に、飲食物、日用品等を提供することで少しでも門戸を開放してもらい見守り等の強化につなげることを目的に行っております。

令和５年１月からは、見守りをより一層強化するため、委託事業者（エフコープ生活協同組合）による居宅訪問も開始しております。主任児童委員には月１回の訪問を行っていただいておりますけれども、より訪問回数が必要な対象者へは、委託事業者のエフコープ生活協同組合が月１回、隔週、毎週の訪問を行っております。訪問の対象者は、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されているこども、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や、妊娠の子育てに不安を持つ家庭等のこどもや妊産婦となっております。

事業の実績といたしましては、令和７年度の訪問件数は、主任児童委員の訪問が延べ６２件、委託事業者の訪問が延べ６６７件で、対象世帯は３１世帯となっております。

本事業の事業費の主なものは、事業者への委託料で３２３万１１３９円。主任児童委員の方へ負担金補助及び交付金といたしましては、１８万１６４１円でございます。訪問の際に提供する飲食物や日用品は、１回につき２千円を限度額として対象者が必要なものを選択してお渡しをしております。この事業の成果といたしましては、本事業の利用を進め、訪問で見守りができる支援対象世帯の拡大が図れたことで、対象者の状況がより把握できるようになったことと考えております。訪問の際に、いつもと違った状況が見受けられた場合は、市のほうへ報告していただき、市の相談員から直接連絡を取ることで、対象者が不安に思っていることが解消できるよう努めております。

事業における課題といたしましては、支援が必要と判断した家庭が本事業の受入れに対して否定的であり、支援につながらないケースがあること、住環境の改善が必要な世帯もあることから、本事業の理解をしていただくことを念頭に、支援につなげることができるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○社会・障がい者福祉課長

福祉部につきましては、社会・障がい者福祉課及び生活支援課が担当します内容についての説明となります。今回のテーマとなります、就学期での「困難を抱えるこどもとその家族に対する支援」についてでございますが、社会・障がい者福祉課においては、就学期に特化した事業を行っておらず、一部就学期以外を含む内容となりますことをご了承ください。

案件２－３の資料をお願いします。１ページ及び２ページをお願いいたします。「１．経済的支援」としまして、①障がい児福祉手当から⑧その他（心身障がい者扶養共済制度掛金補助）、以上８項目の事業を実施しております。

資料３ページ及び４ページをお願いいたします。次に、「２．身体的支援」について、サービス領域として、⑨障がい児通所支援から⑰その他（障がい児相談支援等：障がい児者相談・療育口座・発達障がい児相談）の事業、以上１２項目の事業を実施しております。

資料５ページをお願いいたします。こちらは生活支援課の実施事業であります、⑱学習支

援事業（子どもの健全育成支援事業）、⑲ひとり親家庭等自立支援事業、以上２項目について、安心できるセーフティーネットの強化として事業の実施を行っております。

これからは事業ごとの概要説明に移ります。なお、前回の特別付託事件の調査時において、既に説明しました事業につきましては、一部省略をさせていただきます。ご了承願います。

資料９ページをお願いいたします。④軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業におきましては、令和７年度の実施として２名の方が利用されております。

資料１０ページをお願いいたします。⑤障がい者医療費給付事業についてです。障がい者・障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう、その障がい除去または軽減することを目的として必要な医療の給付を行うものでございますが、育成医療・更生医療・精神通院医療を併せて、療養介護の項目がございます。令和７年度の実績としましては、育成医療において３名の方が利用されております。

資料１１ページをお願いいたします。⑥住宅改造助成事業についてです。市内に居住される障がい者が住み慣れた地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう、また、障がい者の介護を行う家族等の負担を軽減できるよう、障がい者の居住に適するよう住宅の改造に要する費用の一部を助成するものです。令和７年度の実績としましては、２名の方が利用されております。

資料１４ページをお願いいたします。⑨障がい児通所支援事業についてです。就学期における主なサービスは、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援であり、毎年、利用者及び公費負担についても増加傾向となっております。

資料１６ページをお願いいたします。⑪障がい者自立支援給付事業についてです。令和７年度としましては、居宅介護、行動援護、短期入所の実績があり、また、令和７年度から新たに追加となった就労移行支援についても２名の方が利用されております。

資料１８ページから２０ページをお願いいたします。⑬移動支援事業としまして、福祉タクシー利用券、自動車運転免許取得助成、自動車改造助成及びヘルパーによる外出支援の項目がございます。令和７年度の実績としましては、自動車運転免許取得助成が３名、自動車改造助成が４名、ヘルパーによる外出支援が１名となっております。

資料２１ページ及び２２ページをお願いいたします。⑭サン・アビリティーズいづか管理運営事業及び⑮地域活動支援センター事業につきましては、社会参加を促進するという役割や、社会との交流促進等のための活動拠点として、施設の運営を行っております。いずれの施設においても、就学期児童等の正確な利用数は把握できておりませんが、多くの利用者のよりどころとして活用されております。

資料２３ページをお願いいたします。⑯重度訪問介護利用者の大学修学支援事業についてです。重度障がい者が大学等において修学するに当たり、大学等が当該対象者の就学に係る支援体制を構築できるまでの間において、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護を提供する事業でございます。令和７年度の実績としましては、２名の方が利用されております。

その他、資料２４ページ及び２５ページに記載しております相談支援事業として、障がい当事者による相談受付や、基幹相談支援センター等による相談支援事業を実施しております。

資料２６ページをお願いいたします。今回の調査において各事業における母数、いわゆる要件対象者数についてのご質問がございましたが、このことに関連しまして、あくまでも参考ですが、身体障害者手帳所有者、療育手帳所有者数、精神障害者手帳所有者数の区分別一覧をまとめたものでございます。事業においては、その他の要件が含まれるものもあり、断定的なものはありませんが、一定の母数の指標として把握できるものと考え資料として掲載しております。

資料２７ページをお願いいたします。こちらは、これまで説明しました、社会・障がい者福

祉課における各事業の事業費等をまとめたものでございます。

以上、社会・障がい者福祉課における就学期での「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」の説明となります。

○生活支援課長

続きまして、生活支援課による説明を行います。

資料28ページをお願いいたします。⑱学習支援事業（こどもの健全育成支援事業）についてです。生活習慣や学習環境に課題を抱えた子どもに対し、居場所の提供や生活指導、学習支援等により次世代への困窮の連鎖防止を目指すものとして、飯塚市内の小中学校に通う小学4年生から6年生及び中学1年生から3年生を対象に毎週土曜日、「学び場ほなみ：若菜小学校」、「学び場ふたせ：伊岐須会館」、「学び場しょうない：庄内交流センター」の市内3会場にて生活指導員、大学生、教師OB、調理員により対象の子どもへ学習支援、生活指導並びに食育等の支援を実施しております。令和7年度におきましては、登録者数38名、1会場で年40回、計120回の支援を実施いたしました。

資料29ページをお願いいたします。⑲ひとり親家庭等自立支援事業についてです。生活保護を受給しているひとり親等世帯の中で、生活改善等の必要性があると認められる世帯に対して、母子父子家庭等自立支援員及びケースワーカー等が連携を図りながら、各種支援や、相談事業を実施しております。令和7年度の実績といたしまして、対象61世帯に対し、197回の面談等を行い、5名の者が就職に至りました。

資料30ページをお願いいたします。こちらは、生活支援課における2事業について、事業費をまとめたものでございます。

以上、簡単ではございますが、福祉部における提出資料の説明を終わります。

○教育総務課長

それでは引き続き、就学後の「困難を抱える子どもやその家族に対する支援について」、教育委員会所管事業を説明いたします。

案件2-4、提出資料1ページをお願いいたします。近年、子どもや保護者の状況や家庭環境は多様化・複雑化しており、経済的な課題、学習面でのつまずき、発達や生活上の困り感、不登校等、それぞれの状況に応じたきめ細やかな支援が求められています。就学後、特に義務教育の9年間は子どもが成長するに伴い、自我を持ち、自立的に行動するようになり行動範囲を広げ、友達や大人との付き合い方が大きく変化する重要な時期となります。

一方で、子ども本人と保護者が様々な困り感や不安感、悩みを抱く時期とも言えます。教育委員会では、学校や家庭、関係機関と連携しながら、これらの課題に寄り添って支援し、子ども自身が安心して学び、成長できるとともに、保護者にも安心して子どもを学び場に送り出すことができる環境づくりに取り組んでおります。本資料は、就学後の子ども達や、その家族が抱える様々な困難に対して、本市教育委員会が実施している支援事業について整理し、支援内容については、教育総務課が所管する経済的支援と学校教育課が所管する教育に関する支援の2つに分類し、12の事業で構成しています。資料2ページから13ページは、各事業の概要説明、最終14ページは事業一覧を掲載しています。各事業については、最初に教育総務課所管事業について、ご説明いたします。

資料2ページをお願いいたします。①小中学校就学援助事業について、ご説明いたします。この事業は、経済的な理由により学用品費や給食費等、学校生活に必要な費用の支払いが困難な児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うものです。

目的としましては、家庭の経済状況にかかわらず、全ての児童生徒が安心して義務教育を受けることができる環境を整えることにあります。対象者は飯塚市内に住所を有し、市内または国・県が設置する小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的理由により就学に必要な費用の負担が困難な方となっています。令和7年度の事業費は、合計2億3901万9千円です。

主な内訳として、学用品費、修学旅行費、入学準備費、給食費、校外活動費、医療費等の扶助を行っています。実績としまして、令和7年度の要・準要保護児童生徒数は、小学校で1852人、中学校で1095人となっており、小中学校合わせて2947人となっています。児童生徒全体に占める認定率は30.5%で、過去3年間を見ると、30%前後で推移いたしております。制度につきましては、広報手段の多様化等により周知が進み、必要な方が制度を利用できる環境づくりにつながっています。

一方で、認定率の増加に伴い、申請受付や審査に係る事務量も増加しています。今後は適正な審査を維持しながら、事務処理の効率化を図ることが課題となっております。

次に、資料3ページをお願いいたします。②奨学資金貸付事業について、ご説明いたします。この事業は、経済的な理由により就学困難な方に対して、必要な学資金を貸し付けることで教育を受ける機会を確保し、将来地域を担う人材を育成することを目的といたしております。対象者は、本市に引き続き1年以上住所を有する方の子などのうち、優良な資質を有しながら経済的理由により修学が困難な方です。制度につきましては、平成30年度採用者から返還免除制度を導入し、平成31年度採用者からは、入学前貸付けを可能といたしました。また、令和2年度からは日本学生支援機構の奨学金との併用も可能とするなど、利用しやすい制度へと改善を行っております。令和7年度の事業費は3億8316万8千円で、奨学資金貸付基金への繰出金が主なものとなっております。

○学校教育課長

続きまして、学校教育課所管事業について、ご説明をいたします。

資料1ページを再度お願いいたします。学校教育課が所管する事業のうち、教育に関する支援といたしまして、4分野に整理し10事業を掲載しております。

(1) 適切な学びの環境に関する支援では、就学前の相談と就学校の決定のための支援といたしまして、こどもの障がいや状況に応じた適切な学び場を決定する③就学相談・就学前指導の1事業を掲載しております。

(2) 児童生徒の成長や困り感の解消に関する支援では、入学後の学習活動や保護者に対する支援といたしまして、児童生徒、保護者、学校からの電話相談、訪問対応を行い、関係機関と連携により問題解決に向けた支援を行う、④学校相談等専門職員の配置事業。児童の発達や子育てに関する不安や悩み、具体的な学習指導の在り方等について、保護者及び教職員を対象に相談支援する、⑤臨床心理士等の専門家による支援。児童生徒が抱える悩み、不安等をカウンセリングにより和らげるとともに、教師、保護者への指導助言を行う、⑥スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの配置の3事業を掲載しております。

(3) 児童生徒個々の状況に応じた支援では、個別のこどもの支援といたしまして、小学校1年生を対象とし、読みの力の定着とこどもの理解に応じた学習のつまずきへの早期支援を行う、⑦多層指導モデル(MIM)。障がいのある児童生徒や特別な支援や、配慮を必要とする児童生徒に対し、日常生活上の支援や安全確保等の学習活動上の支援を行う、⑧特別支援教育支援員の配置。通常学級での学習に参加することはできるが、一部特別な指導を必要とする児童に対し、ニーズに応じたきめ細やかな指導による自立に向けた教育支援を図る、⑨通級指導教室。外国語を母語とする日本語の理解が難しい児童生徒に、補充学習等を行うことにより、日本語能力を育成し、生活や学習への適応ができるように支援を行う、⑩外国人児童生徒のための日本語教室の4事業を掲載しております。

(4) 不登校支援では、不登校状況または、不登校兆候にある児童生徒の支援といたしまして、不登校状況にある児童生徒に対し、体験活動を通して他者との関わりを学び、自尊感情を高めることにより、社会的な自立に向けた支援を行う、⑪教育支援センター。不登校傾向にある児童生徒に対し、市民ボランティアを活用し、社会的自立やクラス復帰のために学習支援、心理的支援や相談を行う、⑫校内教育支援センターの2事業を掲載しております。これらは、

こどもの成長に合わせた時系列的な整理といたしております。

学校教育課からは、これら所管 10 事業のうち、③就学相談・就学前指導と⑫校内教育支援センターの任意事業について、概要を説明させていただきます。

まず、資料 4 ページをお願いいたします。③就学相談・就学前指導について、説明をいたします。この事業は、翌年度の就学予定幼児及びその保護者並びに中学校進学予定の児童を対象に、特別支援教育に関する就学相談を実施し、その相談内容から必要に応じて、有識者で構成される「飯塚市心身がい害児（生）就学指導委員会」に諮り、保護者の合意形成を得つつ、こどもの障がいや状況に応じた適切な学びの場、就学先を決定する事業となります。実績として就学指導対象者数は、令和 5 年度が 143 人、令和 6 年度が 175 人、令和 7 年度が 180 人となり、年々増加する傾向にあります。対象者の就学先につきましては、就学指導委員会答申結果と保護者が希望する就学先との一致率が令和 5 年度は 99.3%、令和 6 年度は 100%、令和 7 年度は 98.9%となっております。就学先については、飯塚市心身がい害児（生）就学指導委員会での結果を踏まえ、保護者への丁寧な説明と同意を得て決定しております。

事業費につきましては、人件費、就学指導委員会報酬、就学相談を行っていただく就学指導教育相談員謝礼金と消耗品等の需要費となり、令和 7 年度は合計 867 万円となっています。成果と課題といたしましては、まず成果として、こども家庭課との連携を密にすることで、就学相談につながるケースが多くなり、飯塚市心身がい害児（生）就学指導委員会での審議を経て、児童生徒の状況に応じた適切な学び場を決定し、保護者や児童生徒のニーズに応えることができたことが挙げられます。

一方で、課題といたしましては、就学に関する諸相談数が増加しており、保護者の状況に柔軟に対応していくために、専門知識を有する職員の配置や、部署横断的な連携が不可欠と考えております。

次に、⑫校内教育支援センターについて、ご説明いたします。資料 13 ページをお願いいたします。この事業は、令和 8 年度から開始する新規事業で、不登校傾向にある児童生徒が在籍する学校内で安心して過ごし学習や相談を受けることができる環境を整備するものでございます。不登校児童生徒数は全国でも増加傾向にありますが、本市におきましても、小中学校合計で、令和 5 年度が 554 人、令和 6 年度が 527 人、令和 7 年度が 530 人となっており、過去 2 年は合計数として、大きく変わっておりませんが、小学校児童の不登校数が増加傾向にあります。また、不登校傾向にある児童生徒数も、小中学校合計で令和 5 年度が 214 人、令和 6 年度が 257 人、令和 7 年度が 295 人となっており、増加傾向でございます。この事業では、各学校内に支援スペースを設置し、市民ボランティア等を活用しながら学習支援、心理的支援、相談対応を行い、児童生徒一人一人の状況に応じた柔軟な学び場の確保をすることで、早期に寄り添い支援することにより、社会的自立や学級復帰につなげることを目的としております。

事業費は 467 万円で、人件費、学習ボランティア等への謝礼金、傷害保険料、市町村立学校学習指導員等配置事業補助金等を計上しています。

今後の計画といたしましては、令和 8 年度は 10 校、令和 9 年度は 15 校、令和 10 年度は 20 校への支援員配置を目標としております。見込まれる成果といたしましては、児童生徒それぞれのニーズに応じた多様な学びの環境を確保できること、また、教師や市民ボランティア等による柔軟な学習支援や体験活動が可能となると考えております。

課題といたしましては、小学校全校への早期の設置と各学校の状況に応じた支援体制の構築を図ること、また、学校運営協議会や熟年者マナビ塾等との連携を図り、支援に当たる人材確保を進める必要があると思われれます。

資料 14 ページをお願いいたします。こちらは教育委員会所管事業の事業費一覧を掲載しております。最後になりますけれども、これまで説明いたしましたとおり教育委員会では、経済

的な理由による困難への支援から学習面、発達面、心理面、不登校等それぞれの課題に応じた支援を幅広く実施しております。こどもを取り巻く環境や抱える課題は、年々多様化・複雑化していることから、今後も学校、家庭、地域、関係機関が連携しながら児童生徒及び保護者の困り感や悩み等を早期に発見し、早期支援につなげる体制づくりを進めてまいります。全てのこどもが安心して学び成長できる環境を整えるため、一人一人の状況に寄り添った支援の充実に取り組んでまいります。

以上、簡単ではございますが、就学後の「困難を抱えるこどもやその家族に対する支援について」、教育委員会の説明を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:56

再 開 11:04

委員会を再開いたします。説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○藤間委員

最近、とても暑いですね。きっとこの暑い中、職員の皆様は、「道路から木が生えてきて家にせり出しているんです、どうにかしてください。」という陳情ですとか、暑い中懇々と現場で駆け回っているんじゃないかと思っております。その現場の目線では、目の前に困った方がいてどうやって助けようかと、そういうのが現場の目線でございまして、我々はそこから一步引いて、現場で見えているこの困った方というのは、本当に全部なんだろうか。実はその暗数といえますか、前回の委員会から支援対象についていろいろ話されていますけれども、我々、執行部、議会含めて、ここに支援の対象として挙がっている方以外にも、本当は困っている方を見逃しているんじゃないか、そういった背景から全体像というのを伺っている限りでございまして。

今回個別のところでの質問については2つにとどめておりますが、この質問というのは、全ての事業に言えることでして、対象者、支援者、書かれていますけれども、それ以外の暗数というのが多数ある。そういうのを含めて来年度以降にも事業の検討をしていただければと思っております。こちら総括でございまして、個別の質問といたしましてはまず、こども未来部所管の⑤ヤングケアラー支援、こちらについて伺いさせていただきます。飯塚市においてはこのヤングケアラーの数、ご支援の人数は数名でございましてけれども、大体何名ぐらいいらっしゃるというご認識でいらっしゃいますでしょうか。

○こども家庭課長

本市でヤングケアラーを想定している人数につきましてはですが、ヤングケアラーは家庭内の問題であることや、本人や家族に自覚がない場合もあることから潜在化しやすく、実数を把握することが難しい状況でございまして。

一方で、令和2年度と3年度に実施されました国の実態調査では、主に中学2年生の17人に1人、約5.7%がヤングケアラー状態であるとされております。この結果である数値を参考に、単純に本市の小学6年生から高校2年生までの児童生徒数に当てはめると、約372人の潜在的なヤングケアラーが存在すると推計されます。

一方で、福岡県が県内の全市町村を対象に実施している実態調査では、令和6年度の福岡県全体のヤングケアラーを実際に把握できている件数は117件となっており、これは福岡県全体の児童生徒に対して約0.022%の割合となっており、実態把握が難しいことを表しているものと考えております。

本市といたしましては、支援につながない潜在的なヤングケアラーが存在していることを前提に学校や関係機関と連携を図りながら、早期発見と適切な支援に努めてまいりたいと

考えております。現状、飯塚市内で何名のヤングケアラーがいるかという状況把握は、難しいと考えております。

○藤間委員

すみません、ちょっと聞きとれなかった点があったもので何%でというお話をされたのかと、372人とおっしゃった計算の部分だけ、もう一度聞かせていただいてもよろしいですか。

○こども家庭課長

先ほど申しました内容ですけれども、国の実態調査で主に中学2年生の17人に1人、約5.7%がヤングケアラー状態であるとされていることから、この結果の数値を参考に単純に本市の小学6年生から高校2年生までの児童生徒数に当てはめて、約372人の潜在的なヤングケアラーが存在するということが推計されます。

○藤間委員

おっしゃっていただいたところで372という数字があったんですけれども、恐らく現場の皆様としては、このヤングケアラーの定義をどう捉えるのか、あるいはそのヤングケアラーの定義の中に入ったときに、本当に支援をしないといけないところもあれば、もしかするとそれは議員、執行部、様々な価値観があるかもしれませんけども、こういった介護は家族として、一定やむを得なかったであろうといういろいろな濃度があるというふうに思っております。

そういった中で、一方で市が把握したヤングケアラーの人数、令和5年度12人、令和6年度10人、令和7年度7人、この数字というのは恐らく把握漏れがあるだろうというところで、把握している人数と定義上のヤングケアラーの人数の中間あたりに、本当にそのケアが必要なヤングケアラーの人数がいると思われます。今おっしゃっていただいた、学校を通じて啓発を図っていくという話ですけれども、恐らくそれは今聞いてもそうお答えになりますし、3年前に聞いても同じ答えをおっしゃっていたと思いますし、そういった中でやはり、介護については、私も祖母の介護を経験しましたがけれども、なかなか大変なところというか、私はもう30代であったので学業等は終えておりましたけれども、なかなか高校受験とかのタイミングでそういったケアが発生してしまうと、将来の自由等も狭まってくると思います。

ここで具体的な議論等は差し控えますが、やはりこのヤングケアラーの把握人数というのを増やしていかなければならない、恐らく現場の皆さんにおかれましても、数人ではなかろうという確信はきっとあると思いますので、ぜひとも今やってらっしゃること以上の告知、啓発含めてご対応いただければと思っておりますので、ぜひここは来年、再来年と年々議論すべきだと思いますので告知、啓発の強化をよろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

今の藤間委員の質問の関連でございますが、市が把握しているヤングケアラー人数、令和5年度が12人、6年度が10人、7年度が7人、これはどこからどういうふうにして把握されたのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

実際には学校から情報提供を頂いたり、ご家族のほうに支援に入られている事業所さんであったりというところから情報を頂いて、市のほうで把握しております。

○田中裕委員

もう一つだけお聞きかせください。2ページ、①支援対象児童等見守り強化事業でございますが、この事業実績は書いているんですが、対象者数というのが記載されていないんですが、この対象者は、当然このくらいいらっしゃって、このくらい訪問したということであろうと思いますけれども、対象者の把握をどのようにされているのか、またその人数が分かりましたらお聞かせいただければと思います。

○こども家庭課長

過去３年間の実績で報告させていただきます。令和５年度が３０世帯、令和６年度が３２世帯、令和７年度が３３世帯となっております。

○田中裕委員

数は分かりました。これどういうふうにして把握をされているのか、それをお願いします。

○こども家庭課長

情報によって、要保護児童対策地域協議会のほうで把握して管理しているケースで、訪問が必要と思われる世帯と、管理はしておりませんが、同等に見守りが必要であるという世帯をこども家庭課のほうで選定し、訪問していただいております。

○田中裕委員

その中に近隣の方からの情報というのものもあるんですか。

○こども家庭課長

近隣の方からいただいた情報に基づきまして、飯塚市で管理をするというところの把握から、見守りをさせていただきをお願いをしているところもございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○石川委員

前回の委員会で資料を作って頂いてありがとうございました。その資料のところで、こども家庭センター c o c o s u m o という事業がどの部分になるのか教えていただけますでしょうか。

○こども家庭課長

中段のところになりますけれども、身体的支援サービスのところで、子育て支援の推進の項目がございますけれども、家庭児童相談、こどもなんでも相談、こどもの権利擁護啓発というところが事業の内容になります。

○石川委員

そういう事業のところで相談がありましたら、サポートプランというのを作成されていると以前伺っているんですけども、そのことについても相談がありましたら、その場で作成されているのでしょうか。

○こども家庭課長

サポートプランに関しましては支援が必要な家庭について、家庭の状況や課題、必要な支援、関係機関の役割などを整理しまして継続的な支援につなげるために作成しているものでございます。情報を頂きまして、いろいろな会議を経て作成しているものでございます。

○石川委員

先ほどの、同僚議員の質疑にもありましたけれども、⑤ヤングケアラー支援「３ 実績」の支援対象３２世帯であるとか、①支援対象児童等見守り強化事業でサポートされているというご家庭もサポートプランというのは、必ず作成されているのでしょうか。

○こども家庭課長

状況に応じ、作成するようになっております。

○石川委員

必ずしも作成するとは限らないということですか。

○こども家庭課長

基本的には要保護児童対策地域協議会での見守りが必要な家庭が、作成対象となっておりますので、限られたところになるかと思えます。

○石川委員

それではサポートプランについて、例えばサポートプランを作成したときに、保育所や幼稚

園など、各ご家庭が関係されている機関というのがあると思うんですけども、そういったプランについて、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、こども家庭センターとの連携というのは、会議上だけなのか、また、こういうプランと一緒に共有しながら連携されているのか、お尋ねします。

○こども家庭課長

サポートプランは書面で作成しますが、その書面を全ての機関にお渡ししているかというところは、お渡しできておりません。実際は、ケース会議等用いて情報を皆さんに提供して、見守りを行っているというところでございます。

○石川委員

その情報共有ですけども、それはご本人と言っても、お子さんや保護者の方もいらっしゃると思いますが、どちらにも確認をとって共有しているという状況でよろしいでしょうか。

○こども家庭課長

保護者のほうでご了承が得られる方というのはそれを含めて、関係機関に情報提供しておりますけれども、その情報提供を認めていただけない保護者の方の中にはいらっしゃることもありますので、そこは状況を踏まえた情報提供を行っております。

○石川委員

お子さんご本人にも了承が取れる段階である状況であったら、そういうのも考慮しているのでしょうか。

○こども家庭課長

一応こども本人に関しても意思の確認を行い、その状況に応じた情報提供を行っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

教育委員会所轄事業の⑪教育支援センターについて、お伺いいたします。まず、こちらせっかくですので概要のところをもう少し詳しく聞かせていただければと思ひまして、目的のところで個々のニーズを把握しながら、学習支援、スポーツ活動、農業体験、調理実習などされていらっしゃると思われるんですけども、こういった方がこういった内容でされているのか、もう少し詳しくお聞かせいただければと思ひます。

○学校教育課長

⑪教育支援センターの支援につきましては、所長1名と支援員1名の2名体制としております。その支援内容につきましては、例えば、春秋のサツマイモの苗植えや収穫体験であったり、九州工業大学との交流会で主に理科の実験等を行ったり、相談員が講師となってフラワーアレンジメントを行ったりとか、また学習ボランティア（Lボラ）を募って、理科の実験等の出前授業を行ったりなどの支援事業を行っております。

○藤間委員

ここの実績に書かれている通所児童生徒数14名と体験活動実施回数4回というのは、ここに登録されている方が14名いらっしゃるって、活動4回というと例えば、半分の人が来れば7人ですし、あるいは二、三人参加の回もありますし、そういったイメージでよろしいですか。

○学校教育課長

全員対象ということではなく、質問委員が言われるとおりの参加人数が例えば7人の場合もありますし、そういった体制で体験活動を実施しております。

○藤間委員

もう一点だけ細かい話、例えばスポーツ活動というのがございますけれども、恐らく対象者14名で複数の施設にいらっしゃるの、あんまり10人とか来ることはないのかなと推察するんですけどもスポーツというのは、こういったことをされたりされるんですか。

○学校教育課長

具体的な種目につきましては、卓球やボールを使った活動になります。

○藤間委員

今回対象というのが不登校兆候、または不登校傾向にある児童生徒を対象にされていらっしゃるということですが、こちらについて飯塚市として不登校の方や不登校傾向にある方はどのくらいいらっしゃるのでしょうか、この事業の対象者を教えてください。

○学校教育課長

令和7年度におきましては、小学校の不登校児童数は252名、中学校が278名、合計530名でございます。不登校兆候については、小学校が165人、中学校が130人、合計295人でございます。

○藤間委員

不登校あるいは不登校状態の方が825名という形ですね。そうしますと825名の対象者がいらっしゃるって、しかもこちらについては、不登校という性質上、この子が学校来ていないという個々の生徒が把握できていると、そういった状態で825名中、令和7年度でいうと14名が通っていらっしゃるというところで、パーセントでいうと2%切っているぐらいですかね、かなり少ないかなという印象ではあるんですけども、こちらについては少ない現状の認識の分析ですとか、今後どうやって増やしていこうかなとか、そういった点はございますか。

○学校教育課長

実際に、令和8年度よりあいタウンの2階に第2教育支援センターを設置しております。児童生徒にとって通いやすい場所でもあるのかなというふうに考えておりますので、第2教育支援センターの設置、それと教育支援センターだけに限らず、校内の教育支援センターを充実いたしましてそこでの受入れ、学び場の多様性ということで、どこかにこども達に通える場、学ぶ場の確保を目指しております。

○藤間委員

もうこちら最後1点意見だけで終わらせていただきます。これ現場で重々感覚としてあると思うんですけども、不登校で学校に行っておりませんと、市役所が開催する理科の実験教室来てください、なかなか来ないですね。という中でここは、教育の役割が幾つかあると思っておりまして、いわゆる勉強で「教科書を開いて学んでいきましょうよ」という勉強もあれば、やはりこの学校というのは、「人と関わっていく」というところもあると思います。

例えばですけども、最近はゲームという言葉に「eスポーツ」という名前がついていますけれども、こどもの方は、恐らく自宅でテレビを見たりゲームしたり様々されていらっしゃると思うんですけども、大人とeスポーツをする、ゲームというと表現が悪いですけども、eスポーツという単語に最近なっておりますよね。そういった形で関わっていただくことが第一歩かなと思っておりますので、なかなか従来の発想ですと「理科の実験を一緒にしましょう」ですとか、「まずはお話を聞きます」とか、そういったことはあると思うんですけども、なかなか現状の数値であるように800人以上対象者がいらっしゃるって、現実問題、十何名は恐らく親が連れてくると思うんですけども、なかなか学校には行きたくないけど、「ここだったら行ってもいいかな」という第一歩として今であれば、なかなか口にしづらいですけども、マージャンですとか、いわゆるこれも近年、例えばポーカーとかもオリンピックスポーツにという話がありますし、いわゆるマインドスポーツと呼ばれていますけども、チェス、将棋、オセロ、マージャン、ポーカーあるいはゲームとか、ゲームに関しても協力型で人とコミュニケーションを取りながら、というゲームもございますので、一歩ここに来てみてもいいかなというコンテンツをつくっていただいて、まずはこの人数を増やしていくことが重要かなと思っております。なかなか何か現状に対して、否定的な意見を申し上げるわけではございませんけれども、やはりこどもがこれだったらちょっと行ってみようかなと親に説得されて、ゲームとかだから

行ってみようかなという形で、内容のほうはぜひ、今も工夫される、検討されていると思いますが、来年度以降、ここの人数を増やしていけるようにという要望で意見を終わらせていただきます。

以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

今の教育支援センターでございますが、教育支援センターは、家はあるけれども学校に行けない児童生徒のためのセンターと。校内児童センターは、学校には行けるけれども教室に入れない児童生徒のセンターというこのような認識でよろしいですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。

○田中裕委員

この校内教育支援センターに関してですが、私も一般質問等で何回かさせていただいたことがございます。この中で私がお聞きしたいのが、「3 計画」と「込まれる成果」これはどうなっているのかなと疑問に思って質問させていただいております。

「3 計画」といたしましては、令和8年度10校、9年度15校、10年度20校を目標にされているようでございますが、この成果のほうを見ましたら、2番目の「校内教育支援センター設置校数、小学校17校 中学校10校（全校）」と合わせましたら27校になるんですが、これは計画と比較すれば随分数が違います。これは支援員を配置しているセンターが10校、配置していないセンターがそれ以外に七、八校あるという認識でよろしいですか。

○学校教育課長

校内教育支援センターを設置しているけれども、支援員を配置している学校の延べ数がこの目標値の10校、15校、20校になっております。ちなみに令和8年度におきましては、6月30日時点で6校が支援員の配置を行っています。

○田中裕委員

今の答弁だと、センターそのものは27校設置している、そのうち令和8年度は、現在6校が支援員を配置しているということは、残りの21校は、センターはあるけれども支援員はまだ配置されていない、このような認識でよろしいですか。

○学校教育課長

そのとおりでございます。支援員を配置している学校が今現在、6校であるということです。

○田中裕委員

要望でございます。せっかく校内教育支援センターを設置されておりますので計画どおり全センターに支援員を配置されて、教室に戻れるような体制を整えていただきたいと要望いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「高齢者の実態調査結果について」、報告を求めます。

○介護保険課長

令和8年2月16日から令和8年3月6日にかけて実施しました「高齢者実態調査の結果について」、ご説明いたします。本調査は高齢者の実態と課題の把握を行うために実施したものであり、本年度に策定する令和9年度から11年度までの次期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定の基礎資料とするものです。

資料1、1ページを御覧ください。高齢者への調査としまして、介護予防・常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」）と在宅介護実態調査（以下「在宅介護調査」）の2種類を実施しました。ニーズ調査では、介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定することを目的とし、また、在宅介護調査では、高齢者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、在宅での介護サービスの在り方を検討することを目的に実施したものでございます。

回収状況は、ニーズ調査につきましては、調査票を送付した3千人のうち、回収件数2162件で回収率は72.1%となっております。在宅介護調査につきましては、1500人のうち、回収件数は812件で有効回収率54.1%となっております。

次に、2ページを御覧ください。事業者への調査としまして、居所変更実態調査、以下（居所変更調査）につきましては、過去1年間の新規入居・退去の流れ及び退去の理由などを把握し、住み慣れた住まいで暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的として、103事業所に介護人材実態調査、（以下「介護人材調査」）につきましては、介護人材及び職員の資格の有無等の詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組等を検討することを目的として、296事業者に対し実施しました。

居所変更調査の回収数は、55件で回収率は53.4%。介護人材調査では、施設系・居住系、通所系が回収数102件で回収率は45.1%。訪問系の回収数は、26件で回収率は37.1%となっております。

次に、3ページを御覧ください。主な調査内容でございます。高齢者へのニーズ調査の中で「週に1回以上は外出していますか」の質問には、「ほとんど外出しない」が6.8%。「生きがいがありますか」の質問には「思いつかない」が43.2%との回答でした。また、在宅介護調査の中では、「主な介護者の方はどなたですか」の質問には、「子」が48.7%。「配偶者」が29.3%。「あなたは人生の最期を迎えたとしたら、どこを希望していますか」の質問には、「自宅」が45.3%、「何かしらの施設」が16.7%との回答でした。

事業者への居所変更調査の中では、「貴施設等の入居・入所者が、退去する理由は何ですか」の質問には、「医療的ケア・医療処置の必要性が高まったから」が74.5%で、医療と介護の連携の推進を継続していくことが重要であると考えます。

また、介護人材調査の中では、「介護人材を確保する場合に障害となっていることはどのようなことがありますか」の質問には、「民間の斡旋事業者への登録、会費（利用料）の費用負担が大きい」が50.0%、「外国人人材の雇用において、言葉や文化の壁があり、抵抗感がある」が42.3%との回答でした。

以上が調査の概要でございます。資料2から資料8までは、各種報告書及び調査表を添付しております。ご確認のほどよろしくお願いいたします。なお、資料9につきましては、介護保険の財源についての資料でございます。介護サービスの給付額がどのように賄われているかを表しております、こちらは参考資料となります。

今後は、本調査結果を踏まえて高齢社会対策推進協議会において、次期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」の策定に向け、協議していただくこととしております。

以上、簡単ではございますが、「高齢者実態調査の結果について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○吉松委員

この「高齢者実態調査の結果について」というのは次期計画の基礎資料になる大切な資料ですけれども、この計画の進捗状況はどうなっているのでしょうか。

○介護保険課長

次期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」策定の進捗状況につきましては、令和8年3月の本委員会で報告させていただきましたとおり、4月に高齢社会対策推進協議会を開催いたしました。専門委員会につきましては、6月と7月の2回開催し、6月には高齢者実態調査の報告を中心に、7月には次期計画の総論に当たる部分につきまして、協議をお願いしたところでございます。

○吉松委員

この調査についてですけれども、全てを網羅するということは難しいかもしれませんが、どのような分析をされているのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

ページ数が多いので、全てを述べるわけにはいきませんが、幾つかアンケート結果から報告させていただきます。

資料2の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書の78ページを御覧ください。問5「(7)あなたは、『フレイル』という言葉を知っていますか」の問いに、「聞いたことはあるが、よく知らない」の割合が26.1%、「知らない」の割合が35.3%、合わせて61.4%となっており、健康寿命の延伸や要介護状態等になることの予防、重度化防止に向けて、フレイルに関する正しい知識の普及啓発を行うことが必要であることが分かります。

次に、資料3の在宅介護実態調査報告書の40ページの下段を御覧ください。(4)「主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか」の問いに、「問題なく、続けていける」の割合は13.4%しかなく、介護者の就労継続や負担軽減について、課題があると言えます。

最後に、資料4の居所変更実態調査・介護人材実態調査報告書の21ページを御覧ください。問13「現在、介護サービスを提供する上で、課題に感じていることは何ですか」の問いに、「業務量・事務負担の多さ」の割合が51.0%、「介護職員の人手不足」が46.1%、「ICT導入や記録のデジタル化への対応」が42.2%となっており、41ページの訪問系においても、同様の結果となっております。介護人材の確保、介護ロボットやICTなどのテクノロジーの導入による生産性向上等の支援が必要であることが分かります。これら実態調査の結果を鑑みまして、次期計画における施策を検討してまいりたいと考えております。

○吉松委員

現在は第9期の計画ですけれども、これは介護保険事業の推進を含めた6つの基本目標があるわけですが、この基本計画の目標は、次期計画(第10期)の計画にも引き継いでいけるものか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

次期計画の体系基本目標につきましては、8月の高齢社会対策推進協議会において報告、協議をしていただくこととしております。高齢者支援課所管分と合わせて、大まかに方向性を説明させていただきます。

現計画におきましては、6つの基本目標、「1 健康づくりの推進」、「2 ともにつながり支え合う地域づくり」、「3 生きがい活動と社会参加の促進」、「4 認知症施策の推進」、「5 安心・安全な暮らしを支える環境整備」、「6 介護保険事業の推進」を定めております。このうち、介護保険事業の推進につきましては、前期と同様に介護保険事業計画として策定し、必要なサービス量の見込みや保険料の設定などを行ってまいります。

認知症施策の推進につきましては、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の施行を

受け、次期計画では「認知症施策推進計画」として新たに策定し、取組をさらに強化していく予定でございます。

そのほかの基本目標につきましては、これまでの基本的な考え方を引き継ぎつつ、第9期計画の評価を通じて抽出された課題を踏まえて整理・統合を行い、本市の現状に即した、より実効性のある計画を策定してまいります。

○吉松委員

市長のまちづくりの柱の一つに、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」として、フレイル予防を掲げているわけですが、このフレイル予防をはじめとする介護予防は、どのような位置づけになるのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

市長のまちづくりの柱の一つであります、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」の実現に向けて、フレイル予防をはじめとする介護予防は、次期計画における重要施策の一つとして、位置づけることと検討しております。次期計画の策定に当たりましては、すべての人が健康でいきいきと笑顔で暮らせるまち健幸都市いづかの形成を基本的な方針とし、本市が目指すべき高齢者福祉の方向性と緊密な整合を図ってまいります。

取組といたしましては、1つ目に現在実施しております、フレイル予防教室、認知症予防教室などの介護予防事業の継続充実、2つ目に地域で行われている、いきいきサロンなどの通いの場における出前講座やフレイルサポーターの啓発活動など地域の自主的な取組との連携の強化、3つ目に運動や食事、生活習慣などを複合的に実施する事業の充実を図ることで、高齢者が要介護状態になることを防ぎ、自分らしい暮らしを続けることができるよう支援してまいります。

○吉松委員

先ほど答弁がありました認知症施策の推進については、「高齢者が安心して暮らせる福祉のまち」にも、「認知症予防対策」と「地域見守り体制の充実」ということが記載されているわけですが、認知症施策についてどのような取組を検討されているのか、お尋ねいたします。

○高齢者支援課長

認知症施策の推進につきましては、令和6年1月に施行されました共生社会の実現を推進するための認知症基本法の趣旨を踏まえ、認知症施策推進計画を次期「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に盛り込むことを予定しております。共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症の理解促進や早期発見、早期対応の推進、地域包括ケアシステムの構築など、多岐にわたる施策を総合的に推進するための枠組みが定められており、最大の特徴は、「認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現」を目指す点にあります。

本市といたしましても、この理念を踏まえ、認知症の人だけでなく家族や地域住民も含めて、互いに支え合いながら暮らせる社会づくりを推進してまいります。

施策といたしましては、1つ目に認知症予防の推進としまして教室や講座の実施、2つ目に早期発見、早期対応体制の強化、3つ目に地域見守り体制の充実、4つ目に認知症に関する理解促進と啓発、5つ目に関係機関との連携強化、こういったことを検討しております。認知症施策推進計画につきましては、認知症の人及び家族並びに医療・介護従事者、地域住民のご意見を伺い計画を策定してまいります。

○吉松委員

介護職員の人材確保について、これは「肝」になるころだと思いますが、先ほどの調査結果でも答弁がありましたが、介護職員人材確保については、重大な局面に来ていると感じております。今後の介護職員人材確保に向けた対策をお尋ねいたします。

○介護保険課長

介護職員人材確保の対策につきましては、さきの議会の一般質問でも答弁させていただきましたとおり、訪問型サービス従事者養成事業、「サービスA研修」を隔年で実施しております。介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（緩和型）の従事者育成のための研修で食事や入浴などの身体介護は行いませんが、買物や調理、掃除などの生活援助を担う人材を確保するものです。

しかしながら、介護人材不足の現状を見ると本施策だけでは十分とは言えず、今後は施策の充実・拡大が必要であると考えております。介護職員人材確保事業を検討するに当たりましては、日本人の労働力だけでは不足することが予想され、外国人材の受入れの検討も必要になりますが、現場におきましては、調査結果にも表れておりますように言葉や文化の壁、抵抗感が存在していることは否めません。市内の介護事業所でも積極的な活用をしていただくために、本市においてどのような施策が必要であるか国・県、庁内の関係各課と連携しながら調査検討を行い、事業実施に向け努力していきたいと考えております。

○吉松委員

介護職員の人材確保については、本市の介護保険事業を持続可能にするためには必要不可欠であるというわけですが、現在、介護事業所で働いている従業員の処遇改善も大切であると考えます。

そこで私が聞いたところによりますと、総合事業では自治体ごとに処遇改善加算の有無や、違いがあるというようなことをお聞きいたしました。その点はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業は、住み慣れた地域で高齢者が自立した日常生活を送ることができるよう、要支援者等に対し行うもので、市町村の事業として位置づけられております。そのため、総合事業の訪問型サービス、通所型サービスへの処遇改善加算も自治体によって加算の有無が分かれております。調査によりますと、県内の自治体で処遇改善加算があるのは、北九州市、福岡市、筑紫野市及びみやこ町のみで、他の自治体は福岡県介護保険広域連合を含め処遇改善加算はありませんし、サービスそのものがない自治体も4団体ございます。今後は、他の自治体の総合事業の処遇改善加算の動向も注視してまいります。

○吉松委員

そうなれば、県下で一番高いという本市の介護保険料が頭をよぎってしまうわけですが、本市の介護保険事業を持続可能とするためには介護保険人材確保について、処遇改善加算、これを含めた必要な施策が必要だと考えるわけですが、準備基金も含めて、次期計画ではどのような方向性を持って進めていこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

○介護保険課長

現在のところ、まだ詳細を述べる段階ではございませんが、次期計画につきましては、介護保険料の算定には介護保険等準備基金を活用していくことはもちろんですが、近隣自治体を含め他の自治体の動向についても注視し、次期計画の策定に取り組んでいきたいとも考えております。

介護保険につきましては、資料9にお示しさせていただいておりますとおり給付見込額をベースとして必要額が決まり、公費で5割、残りの5割を介護保険料で賄う仕組みとなっております。併せて、ケアプランチェックをはじめとする介護給付費の適正化を確実に実施し、利用者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供することができるように取り組んでまいります。また、2040年問題につきましても、課題の解消に向け積極的な施策を展開することにより介護保険制度の安定的な運営を継続できるように努めてまいります。

○吉松委員

最後、要望いたします。本市の介護保険事業を持続可能なものにするためには、多くの課題もあります。難しいかじ取りが必要になってくるとことは容易に想像できますけれども、現在、次期計画の策定に向け高齢社会対策推進協議会や専門委員会で審議が行われております。これを見守っていきたいと思いますが、適時議会に対しましても報告していただき、情報の共有をしていくことを要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○藤間委員

質問を30秒、意見を3分お付き合いいただければと思っております。質問については、今回この結果をどういうふうに分析されてらっしゃいますか。例えば、ほかの地域と違ってこのような特色がありますとか、過去のトレンドと比べてこういう変化がありましたとか、また、その課題感とか、先ほどおっしゃったとおり、今後、生かしていくというところでございますが、現時点で受け止め等があれば教えてください。

○介護保険課長

実際に、この実態調査の結果ということで、他市の情報がまだ、確認ができていないところでございます。前回調査と比べてというところで、今回、私どものほうでやはり改めて課題として認識しているところが、介護人材不足という意見が事業所のほうからかなり出ておりましたので、この対応については介護保険課として進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○藤間委員

では、クイズを出します。「外出を控えている理由はなぜですか」と高齢者に聞いたときに、「交通手段がないから」と答えた方がどの地域で多かったでしょうか。回答を聞くわけではないんですけども、飯塚地区、幸袋地区、穂波東地区、颯田地区、この4つの中で「交通手段がないから外出していませんでした」と答えた地域はどこが多かったのか想像してほしいんですけども、これ答えでいうと穂波東地区なんです。意外に思った方もいらっしゃるかもしれませんが飯塚地区13%、幸袋地区25%、穂波東地区41%、颯田地区17.6%。これ何を申し上げたいかというと、こちら私も分析結果を見ていろいろなものの相関関係で、例えば、土地の地価というのは便利がいいほど地価が上がってきますので、地価が高ければ高いほど、交通手段に困ったという人が少ないんじゃないかですとか、いろいろな統計分析をしてみると意外にそうではなかったと。今の話でいうと、例えば、颯田地区、一般的には皆さんの感覚でいうと不便かどうかはさておき、不便なエリアと思われる。しかしここが交通手段を理由に外出しなかったと答える人が17%と非常に少なかった。これは恐らくなんですけれども、車前提の地域になっているので、知人に送迎してもらっていたり、いろいろやりくりはされていらっしゃる。

一方で、幸袋はあんまり不便なイメージはないと思うんですけども、免許返納してみたら意外と困っていたとかがあったり、これよく見ていくと、我々がふだん思っているものとこの統計というのに差があったりして、この差というものが正確に生きてくるといいなと思っております。例えばこの話ですと、幸袋地区で免許返納して困った方が意外に多くて、コミュニティバスを通したら人数が多くいらっしゃるかもしれませんし、こういったように、今おっしゃっていただいた分析は、これからだと思うんですけども、できれば本当にこれを形式だけでなく、政策に生かしてほしいなと思っております。1個これを見ても恐らく多くの方が思うのは、地域ごとにニーズが違ってくるのでこの高齢者支援というのは、全部一律ではなくて、地区ごとに一定変えたほうがいいんじゃないか、ここまでは恐らく見た人全てが思うかと思います。ただその根拠としては、行政として一律のほうが導入しやすくはございますけども、せっかく

このようなアンケートを取って地区ごとに困っている優先順位が違っていたりとか、ニーズが違うのでこれを基にぜひ、今年、来年度以降に生かしていただきたいと思っております。

きっと、こちらが議会とか委員会に上がってきて、このようなニーズでこういったものをしますと上がってくると思うんですけど、ぜひ、議員は26人ですけども、市役所は専門的な知見を持った方が多くいらっしゃるの、我々が「なるほど」と思うような深い分析を基にぜひ支援に生かしてほしいなと思っております。1人対、部署、人数いらっしゃるの、私が言ったことはもう分析で知っているよと、むしろ私が気づかなかったことを教えていただけるような深い分析と政策を期待しておりますので、これ要望とさせていただきます。以上でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穂波福祉総合センター大規模改修工事等にかかるスケジュールについて」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「穂波福祉総合センター大規模改修工事等にかかるスケジュールについて」、報告いたします。

資料をお願いします。今回の大規模改修工事は、令和9年度中の全期間を通じて、複数の工事が必要となりますことから、令和9年度中、施設の利用は中止、全館閉館となります。

次に、工事概要についてですが、当該施設は、平成16年の開設以降20年以上が経過しておりますことから、資料上段の「建築（外部）工事」から下段「給排水衛生設備（その2）工事」まで、9工種の工事となります。多くの工種において、長期間の工期を必要とするため、そのほとんどで令和8年度末に工事契約を行い、令和9年4月から迅速な工事に着工できるよう、進めてまいりたいと考えております。また、資料中段「空調設備（その1）工事」につきましては、契約の締結に係る議会の議決が必要であり、併せて、空調管理に必要な機器の製造に約8か月を必要とすることから令和8年度中途での工事契約締結を予定しております。

これまで説明しました全工種につきましては、令和9年1月末までに工事を終え、開館までの準備期間を経て令和10年4月1日の開館に向け、努力してまいりたいと考えております。

また、関連事項としまして、現在穂波福祉総合センターは指定管理施設であり、令和9年度中は指定管理とすることができないことから、令和9年9月議会において、飯塚市穂波福祉総合センター条例における指定管理関係条文の改正を予定しております。併せて当該施設は、年間19万人の利用者がおられ、閉館期間中は多くの方にご迷惑をおかけしますことから、自治会連合会等も含め、市民の皆様への丁寧な広報、周知に努めることとしております。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穂波福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「穂波福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について」、報告いたします。

資料をお願いします。飯塚市枝国402番地100にあります穂波福祉総合センター浴場において、令和8年6月24日に福岡県公衆浴場法施行条例第4条第2項第11号に規定されている定期水質検査において、男性浴槽水から採水した検体から基準値を超えるレジオネラ属菌

が検出されました。

このことに伴い、当該施設においては厚生労働省の基準等に従い、早期の浴場利用を中止し、浴場利用者の安全確保に努めたものです。令和8年6月24日採水の検査結果は、7月7日に検査機関であるCRC食品環境衛生研究所から指定管理者である株式会社トキワビル商会にレジオネラ属菌が検出された旨の報告がありました。

この報告を受け、株式会社トキワビル商会と市が協議し、翌7月8日からの緊急対応（浴場利用中止）を行いました。なお、7月7日が当該施設的全館休館日であったため、浴場利用の最終日は7月6日となり、それまでの間に浴場を利用された方々の健康被害が懸念されましたが、幸い、被害報告はございませんでした。7月8日からは、株式会社トキワビル商会と飯塚市で今後の対応協議等を行い、早期の浴場再開に向け、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を含めた指導等を受け、7月11日に配管、浴室等の洗浄、消毒及び7月13日の水質再検査を実施しました。水質検査には、2週間ほどの期間を予定しておりましたが、7月21日に再検査機関であるCRC食品環境衛生研究所から、レジオネラ属菌不検出の報告を受け、検査の内容が正常であったことから、翌7月22日に浴場の清掃等を実施しまして、7月23日からの浴場営業再開を行っております。

6月24日からこれまでの間、レジオネラ症の健康被害と浴場利用の中止により、多くの皆様にご心配とご不便をおかけしましたことをおわび申し上げます。

穂波福祉総合センター浴場につきましては、日頃より厚生労働省の公衆浴場における衛生管理要領及び福岡県公衆浴場法施行条例を厳守し、適正な管理運営に努めておりますが、今後はより一層の衛生管理に向け、指定管理者と協議してまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが「穂波福祉総合センター浴場におけるレジオネラ属菌の検出について」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた追加給付に伴う本人申出型の対応について」、報告を求めます。

○生活支援課長

生活保護基準訴訟の最高裁判所判決を踏まえた追加給付に伴う本人申出型の対応につきまして、令和8年7月17日付で厚生労働省より申出受付に係る期間が示されましたので、その内容とそれを踏まえた本市の対応について、ご報告いたします。

資料をお願いいたします。現在、本市にて生活保護を受給していない保護廃止世帯につきましては、世帯主からの申出が必要であるため、プッシュ型の支給が完了しました後の10月より申出の受付を開始する予定としておりましたが、厚生労働省より令和8年8月1日から令和9年7月31日までの期間を定めた通達が行われましたので、本市におきましても令和8年8月1日より本人申出型の受付を開始するものでございます。

また、現在も継続して生活保護を受給されている世帯には、申出が不要でありますことから、職権により9月中旬にプッシュ型で給付金を支給する予定としております。

なお、広報におきましては7月末にホームページを更新し、周知を図っているところでございます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。